

顔や名前は必要ですか?

Members:市川、小杉、田辺、湯口、
今村、藤江、松崎、谷口

Channel 28	一本テレビ	
6	ニュースの森 小倉井少年少 女連続殺人謎 解 謎 謎 謎 謎 ガイドライン 奇聞近、特安 スツアーワやお いは今... 市川 親子	マイナス1 小 倉井の少年殺人 謎の過去 謎は 海外で! 今から 始めるマル特 命法 謎プロ野球 オープン戦 関 山勇二・井村愛 子
7	緊急スペシャル 小倉井少年少 女連続殺人 の真相をめぐり 今火花が散る 文庫・書籍無 限のバビラー ポッペー太郎 闘争 井村愛子 か	全曜ワイド が んばれ日本経 済! 感動、東 京・大田区助工 場の夫婦愛 謎 域 疑案の疑問 「光が見え た!」米有力エ コノミスト緊急 占 インタ ビュー! 54
8		

今夜のみどころ「緊急スペシャル! 小倉井少年容疑者逮捕—先週衝撃的な中学生逮捕という結末を迎えた、「小倉井少年少女殺人事件」先週写真週刊誌「ピント」が氏名と写真を掲載して回収騒ぎとなったが、この様な凶悪犯罪の容疑者が未成年である場合、どこまで報道が許されるのか。様々なゲストを迎え、多角的な視点から氏名公表、顔写真掲載の是非を問う。(26夜7時)

出演者紹介:

- 意志良 (いしい) さん: 写真掲載・氏名公表、絶対賛成派代表
- 魔突悪火 (まつおか) さん: 写真掲載・氏名公表、絶対反対派代表
- 多二ロ (たにぐち) さん: どっちつかずの人
- ハッピー舞・ポッペー太郎: 漫才師
- 濃すぎ弁護士: 少年犯罪に積極的に取り組む弁護士
- 炊鍋 (たなべ)・胃磨無探 (いまむら): 司会

26. FEB. 1999

憲法のさバイス

憲法第21条	憲法第19条	憲法第18条
集会、結社、表現の自由、検閲の禁止、通信の秘密	表現の自由	検閲の禁止

まずは法律について見てみましょう

少年の保護 少年法 (一部)

第一章 総則 第一条 (この法律の目的) この法律は少年の健全な育成を期し、非行のある性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行うとともに、少年及び少年の福祉を害する成人刑事事件について特別の措置を講ずることを目的とする。

第五章 雑則 第六十一条 (記事等の掲載の禁止) 家庭裁判所の審判に付された少年または少年のとき犯した罪により控訴を提起されたものについては、氏名、年齢、職業、住居、要望などによりその者が当該事件の本人であることを推知できるような記事または写真を新聞紙その他の出版物に掲載してはならない。

第二章 第二十二條 (審判の方式) 審判は、これを公開しない。

報道制として (一部)

日本国憲法 第二十一条 (集会、結社、表現の自由、検閲の禁止、通信の秘密) 集会、結社及び言論、出版その他の一切の表現の自由は、これを保障する。

世界人権宣言 第十九条 全ての人は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは、印刷、芸術の形態又は自らを選択する他の方法により国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。

無罪の推定 (一部)

世界人権宣言 第十一条 1. 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要すべての保証を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。2. 何人も、実行のときに国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

ゲストたちの主張

写真掲載 賛成派 イシイさん	写真掲載 反対派 マツオカさん	中間立場 タニグチさん
<p>② 今回の(架空の)事件において、社会的影響を考えたら、報道は自由である。報道側としての権利。 報道の自由、表現の自由の主張。この「報道の自由」は「犯罪防止」となるのではないか。現代は、凶悪犯罪が増加しているように思われる。</p> <p>被害者ばかり報道されて、加害者が保護されるのはおかしい。不公平だ。 愚痴の感情</p> <p>事件を知るためには写真からの情報も必要。 好奇心</p>	<p>① 「少年法」で、未成年者の写真掲載は禁止されている。世の中に「まじりごと」。 少年の人権保護</p> <p>被害者と加害者の報道の問題は一緒にするべきではない。 別問題 性質が</p> <p>「見る」ことによって「すべてを知ったという」「錯覚」に陥ってしまう顔や名前を知ってどうなるのか。 好奇心で事件をみては</p>	<p>③ 法律は不変のものであってはいけない。 8.61 罰則が</p> <p>(DATAより)写真掲載が犯罪防止になるかならないか、どうかは分からないと見るべき。</p> <p>「不公平だから」というのは問題にならない。被害者の写真公開を禁止すればいいということになってしまう。</p>

<p>好奇心、やじ馬根性のどこが悪いのか。仕方のないことだ。</p>	<p>いけない。 事件は好奇心とまじりごと。 好奇心によって、事件を見てしまうわけ。 好奇心だけではいけない。「少年の更生」を第一優先すべきだ。</p>	<p>好奇心は人間の本質であって否定できるものではない。好奇心には良いも悪いもない。社会の成り立ちすら好奇心で構成されている。</p>
------------------------------------	---	---

再犯率が42%
半分近い少年がもう一度犯罪を犯しているなんておかしい。

過半数の少年は更生している。

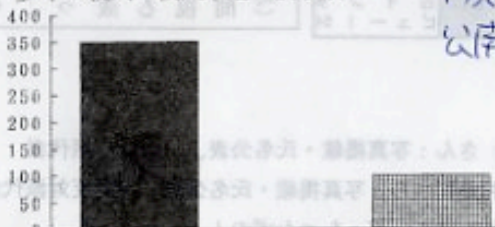
「少年」は20歳未満となっているが、年齢のラインとはいかなるものか。

少年法/条
法律の目的

<参考>

現在の少年犯罪の状況

少年の殺人・殺人未遂の検挙数



顔と名前を報道する方が公開するよりは、是非か。

犯罪を犯した少年の更生

14歳、15歳で凶悪犯罪を行った少年の再犯罪率(1997年発表)

□: 再犯罪を犯していない少年
⇒58%
■: 再犯罪を犯した少年
⇒42%

